

# 虐待防止のための指針

合同会社 IT コーポレーション

訪問看護ステーション ニーズ

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令第 37 条の 2 に基づく虐待の防止のための指針を、以下のように定める。

## 1. 虐待の防止に関する基本的な考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要です。

当事業所では、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、当事業所が掲げる理念「利用者様に寄り添い、より良い生活の支えになるよう優しく温かい看護を提供する」を実現させるため、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対処し再発防止策を講じます。

そのための具体的な組織体制、取組内容等について、本指針に定めるとともに、運営規定第 16 条に明示します。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当施設では「高齢者虐待」を次のような行為として整理します。また、当事業所のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当事業所職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレスト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とします。

## 2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

### 1) 虐待防止検討委員会の設置

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令第 37 条の 2 に基づく虐待の防止のための対策を検討する委員会として、「虐待防止検討委員会」（以下、委員会）を設置します。

### 2) 委員会の組織

委員会の構成員は、当事業所の管理者とします。また、構成員である管理者は、事業所における虐待防止の一連の措置を適切に実施するための担当者を兼任します。

### 3) 委員会の開催

委員会は、委員長の招集により、年間計画に基づき 1 年に 1 回以上の間隔で定期的に開催するとともに、必要に応じて随時開催します。

委員長は管理者とし、管理者不在など緊急の場合には委員会構成員が代役を務めます。委員会の議事録を作成する書記を 1 名選出します。

### 4) 委員会における検討事項

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定します。

- (1) 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- (2) 虐待の防止のための指針の整備、見直しに関すること
- (3) 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- (4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (5) 職員が虐待等を把握した場合に、市区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (7) 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

### 5) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他資料を作成し、回覧するなどして周知徹底を図ります。

## 3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

### 1) 定期開催

虐待等の防止をはかるため、介護職員その他の職員に対する職員研修を、年 1 回実施します。

### 2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定めて、虐待等の防止をはかるための研修を必ず実施します。

### 3) 研修内容

研修内容は、以下のものを基本とし、詳細は虐待防止検討委員会により定めます。

- (1) 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- (2) 本指針及び「虐待防止対策マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
- (3) 虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法

#### (4) 委員会の活動内容及び委員会における決定事項

##### 4) 研修記録

研修の実施回ごとに、当法人統一様式により研修実施記録を作成し、使用資料一式とともに記録簿にファイルし、文書管理規定に則り保管・管理します。

##### 5) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底をはかるために、研修の開催日・時間帯等について委員会で検討し、参加率向上に努めます。また、研修ごとに参加率を算出して委員会内で評価するとともに、欠席者に対しては委員長により後日伝達研修を行い、その結果を研修記録に含めます。

### 4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

#### 1) 市町村への通報

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定にしたがい、速やかに熊本市の窓口に連絡します。また、養護者による虐待である場合にも同様に対処連絡します。

なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については、法令に従い適切に対応します。

##### 【通報窓口】

熊本市障がい者虐待防止センター 096-363-9111

#### 2) 施設内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見・通報した場合を含めて、虐待が発生した場合には、速やかに委員会構成員に報告します。この際、報告の方法・様式、及び報告する委員会構成員は問わず、匿名でも行えることとし、報告を受けた構成員は、法人内共通報告様式を使用してその記録を作成し、委員会委員長に報告します。

報告を受けた委員長は、下記の対応もしくは対応の指示を、適時適切に実施します。

- (1) 当該利用者の心身状況の確認・安全確保
- (2) 市町村等への通報の有無の確認、及び必要と思われる場合の通報
- (3) 家族、主治医、関係機関等への報告（第一報）
- (4) 関係職員、ユニット等への事実確認、関係職員の勤務状況等の確認
- (5) 委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策の決定
- (6) 事後対応及び再発防止策の周知及び実行
- (7) 関係者への報告
- (8) 事後対応および再発防止策の周知及び実行
- (9) 委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価

## **5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項**

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針 4. 1) 及び 2) に準じます。

## **6. 成年後見制度の利用支援に関する事項**

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、その求めに応じて、熊本市役所及び各区社会福祉協議会等の窓口を適宜紹介します。また、擁護者による虐待が疑われる場合等においては、委員会が直接各区役所等に連絡し、対応について相談致します。

## **7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項**

虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す、当事業所において包括的に設置する苦情対応窓口において受け付けます。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告します。

## **8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項**

本指針は、利用者、家族（身元引受人等）、後見人等の関係者及び当事業所職員、ならびにその他関係者がいつでも閲覧できるよう、事業所内に常設されている虐待防止マニュアルと共に保管し自由に閲覧可能とします。

## **9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項**

### **1) 「虐待防止マニュアル」の活用**

本指針を踏まえて改定された「虐待防止マニュアル」に基づき、日常業務における虐待等の防止に努めます。

### **2) 他機関との連携及び外部研修への職員派遣**

関係機関・医療機関等との連携の機会や他機関が主催する研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護に係る研鑽を常に図ります。

## **10. 本指針の改廃**

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改訂作業は、委員会により実施します。

## **11. 附則**

本指針は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。